

2 業務管理体制の整備に関する届出について

(1) 趣旨

- 平成20年の介護保険法改正により、平成21年5月1日から、介護サービス事業者に法令遵守等の業務管理体制の整備が義務付けられました。
- 法令遵守の義務の履行を確保するため、事業者の規模に応じた業務管理体制の整備を義務付けることにより、指定取消事案など不正行為を未然に防止し、利用者の保護と介護保険事業の適正化を図ります。

(2) 制度の概要

- 事業者が整備すべき業務管理体制は、指定又は許可を受けている事業所（施設）の数によって異なります。
- なお、業務管理体制は、事業者が自ら整備・改善をしていくものです。

【整備内容】

指定・許可事業所数 (※)	業務管理体制の整備の内容		
	法令遵守責任者の選任	規程の整備	業務執行の状況の監査
1～19	○	-	-
20～99	○	○	-
100～	○	○	○

※ 指定・許可事業所数には、介護予防及び介護予防支援事業所を含みますが、みなし事業所は除きます。

※ 同一事業所が、例えば、訪問介護と介護予防訪問介護の指定を併せて受けている場合、事業所等の数は2と数えます。

※ なお、みなし事業所とは病院等が行う居宅サービス(居宅療養管理指導・訪問看護・訪問リハビリテーション・通所リハビリテーション)であって、健康保険法の指定があったとき、介護保険法の指定があったものとみなされている事業所をいいます。

【法令遵守責任者について】

- 法令遵守責任者については、何らかの資格等を求めるものではありませんが、少なくとも介護保険法や法に基づく命令の内容に精通した法務担当の責任者を選任することを想定しています。
- また、法務部門を設置していない事業者の場合には、事業者内部の法令遵守を確保することができる者を選任してください。
- なお、代表者自身が法令遵守責任者となることを妨げるものではありません。

【法令遵守規程について】

- ・ 法令遵守規程については、事業者の従業員に少なくとも介護保険法や法に基づく命令の遵守を確保するための内容を盛り込む必要があります。
- ・ ただし、必ずしもチェックリストに類するものを作成する必要はなく、例えば、日常業務の運営に当たり、法に基づく命令の遵守を確保するための注意事項や標準的な業務プロセス等を記載したものなど、事業者の実態に即したもので差し支えありません。

(3) 届出先

- ◆ 届出先は、各事業者が運営する「事業所等の所在地」によって決まります。
(平成27年4月から、届出先が一部変更となっています。)

区分	届出先
① 事業所等が3以上の地方厚生局の管轄区域に所在する事業者	厚生労働大臣
② 事業所等が2以上の都道府県の区域に所在し、かつ、2以下の地方厚生局の管轄区域に所在する事業者	事業者の主たる事業所が所在する都道府県知事
事業所等が栃木県内にのみ所在する事業者	
③ <u>地域密着型サービスのみ</u> を行い、そのすべての事業所等が <u>同一市町内</u> に所在する事業者	市町長
④ 上記以外の事業者	栃木県知事(注)

(注) 届出先の区分が②で、主たる事業所が栃木県内にある場合には、『栃木県高齢対策課』宛て提出してください。

送付の際は、封筒表面に「業務管理体制の整備に関する届出書在中」と記載願います。

〒320-8501 栃木県宇都宮市埜田1丁目1番20号
栃木県保健福祉部 高齢対策課 事業者指導班

ただし、届出の区分が④の場合にあって、全ての事業所等が宇都宮市内のみの事業者は、知事宛の届出を宇都宮市保健福祉総務課に提出してください。

(4) 届出書類

- ◆ 業務管理体制の整備又は区分の変更に係る届出書(様式第10号)
- ◆ 届出事項(代表者や法令遵守責任者、事業所等の数など)に変更があった場合(様式第11号)

平成27年4月1日から 介護サービス事業者の業務管理体制の 整備に係る届出書の届出先が変わります

「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」(平成26年法律第51号)により介護保険法(平成9年法律第123号)の一部が改正され、平成27年4月1日から介護保険法第115条の32に基づく介護サービス事業者の業務管理体制の整備に係る届出書の届出先が下記のとおり変更となります。

【現行】

【平成27年4月以降】

事業所等の所在状況	届出先
3以上の地方厚生局の区域	厚生労働大臣(本省)
2以上の都道府県の区域、 かつ、2以下の地方厚生局の区域	地方厚生局長
1の都道府県の区域 ----- うち、1の指定都市の区域	都道府県知事
1の市町村の区域 ※地域密着型サービスに限る。	市町村長

届出先
厚生労働大臣(本省)
事業者の 主たる事務所が所在する 都道府県知事
都道府県知事
指定都市の長
市町村長

※ この法改正による届出先の変更に伴い、対象となる介護サービス事業者から改めて届出書の提出は必要ありません。



厚生労働省老健局総務課介護保険指導室

様式第 10 号 (第 2 条関係)

業務管理体制の整備又は区分の変更に係る届出書

年 月 日

栃木県知事 様

事業者 主たる事務所の所在地
名称及び代表者の職氏名 印

このことについて、下記のとおり関係書類を添えて届け出ます。

		事業者 (法人) 番号									
1 届出の内容		(1) 法第115条の32第2項関係 (整備)									
		(2) 法第115条の32第4項関係 (区分の変更)									
2 事業者	フリガナ名										
	主たる事務所の所在地	(郵便番号 -) 県 郡市 (ビルの名称等)									
	連絡先	電話番号					FAX番号				
	法人の種別										
	代表者の職名・氏名・生年月日	職名	フリガナ氏名			生年月日	年 月 日				
	代表者の住所	(郵便番号 -) 県 郡市 (ビルの名称等)									
3 事業所名称等及び所在地		事業所名称	指定(許可)年月日	介護保険事業所番号 (医療機関等コード)				所在地			
		計 かつ所									
4 介護保険法施行規則第140条の40第1項第2号から第4号までの規定による届出事項		第2号	法令遵守責任者の氏名 (フリガナ)				生年月日 年 月 日				
		第3号	業務が法令に適合することを確保するための規程の概要								
		第4号	業務執行の状況の監査の方法の概要								
5 区分変更	区分変更前行政機関名称、担当部 (局) 課										
	区分変更前事業者 (法人) 番号										
	区分変更の理由										
	区分変更後行政機関名称、担当部 (局) 課										
	区分変更日		年 月 日								

備考

- 「事業者 (法人) 番号」には、記入しないでください。
- 「1 届出の内容」については、新規に業務管理体制を整備し届け出る場合は、「(1) 法第 115 条の 32 第 2 項関係」の「(整備)」に、届出先区分の変更が生じた場合は、「(2) 法第 115 条の 32 第 4 項関係」の「(区分の変更)」に、それぞれ○を付してください。
- 2において「(整備)」に○を付した場合は、「5 区分変更」について記入する必

要はありません。また、2において「(区分の変更)」に○を付した場合であって、区分変更前の行政機関に対する届出であるときは、「2 事業者」「3 事業所名称等及び所在地」「4 介護保険法施行規則第140条の40第1項第2号から第4号までの規定による届出事項」について記入する必要はありません。

- 4 「2 事業者」の「法人の種別」には、届出者が法人である場合に、「社会福祉法人」「医療法人」「株式会社」等の別を記入してください。
- 5 「3 事業所名称等及び所在地」については、みなし事業所を除いた事業所等を記入し、「事業所名称」欄に事業所等の合計の数を記入してください。この場合において、記入欄が不足する場合は、別様に記載した書類を添付してください。
- 6 「4 介護保険法施行規則第140条の40第1項第2号から第4号までの規定による届出事項」については、事業所等数に応じて、該当する号すべてに○を付し、それぞれに係る事項を届け出てください。この場合において、第2号に係る事項を届け出るときには、法令遵守責任者の氏名(フリガナ)及び生年月日を記入し、第3号及び第4号に係る事項を届け出るときには、別様に記載した書類を添付してください。
- 7 「区分変更前事業者(法人)番号」には、区分変更前の行政機関が付番した番号を記入してください。
- 8 「区分変更の理由」には、その理由を具体的に記入してください。この場合において、記入欄が不足する場合は、別様に記載した書類を添付してください。
- 9 「区分変更日」は、事業所等の新規指定・廃止等により区分が変更された日を記入してください。

のみ届け出ることとし、「変更の内容」には、変更前欄と変更後欄のそれぞれに、指定等事業所等の合計の数を記入し、変更後欄に追加又は廃止等事業所等の名称、指定（許可）年月日、介護保険事業所番号（医療機関等コード）及び所在地を記入してください。この場合において、記入欄が不足する場合は、別様に記載した書類を添付してください。

3 「7 業務が法令に適合することを確保するための規程の概要」及び「8 業務執行の状況の監査の方法の概要」については、事業者の業務管理体制の変更を行う場合（組織の変更、規程の追加等）に届け出てください。なお、規程の字句の修正等業務管理体制に影響を及ぼさない軽微な変更に係る届出は必要ありません。

4 事業所等の数の変更により、「7 業務が法令に適合することを確保するための規程の概要」又は「8 業務執行の状況の監査の方法の概要」について届け出る必要が生じた場合は、該当項目番号に○を付し、当該届出事項が記載された別様の資料を添付してください。